

只見線の価値計測のための調査業務委託仕様書

1 事業の目的

次期只見線利活用計画の策定に向けて、令和9年度が終期となる現只見線利活用計画「計画の方向性」で設定した目標の達成状況を把握し、問題点の分析・課題の整理を行うため、各種調査を実施する。

2 委託事業の内容

只見線利活用計画の個別目標（「交通」・「交流人口」・「象徴」・「関係人口」・「暮らし」（※以下、「個別目標」参照））で設定した内容の達成状況や首都圏での認知度等の把握及び第三期利活用計画の検討に反映させるデータを収集するため、関係団体へのヒアリング調査をはじめとした各種調査を行う。

「個別目標」

- 交 通：生活を支える交通ネットワークとしての価値
奥会津地域の住民が年に1回以上只見線を利用する。
- 交流人口：交流人口を呼び込む、観光資源としての価値
只見線沿線地域に訪れる観光客入込数が年間620万人以上
- 象 徴：地域の象徴、誇らしさ、拠り所としての価値
奥会津地域の住民の8割以上の方が只見線を地域のシンボルとして認識している。
- 関係人口：関係人口を生む地域資源としての価値
只見線に関する事業に用途を指定したふるさと納税件数年1,500件以上
- 暮 ら し：交通以外で日々の暮らしに役立つ価値
新たな只見線の活用方法の実現件数延べ5件以上

(1) 調査項目

関係団体へのヒアリング調査・現地調査等を行う。

また、独自の只見線価値計測のための調査を企画し、次期只見線利活用計画の策定に向けた調査を行う。

ア 只見線利活用計画の整理・分析

効果的と考える期間の実績の振り返りを基に、これまでの事業の整理・分析を行う。

イ 関係者に対する調査

只見線利活用計画に携わった関係者へのヒアリング調査（例：成果や課題感、各種企画事業に対する意見、各市町等の事業との連携を見据えた案、補助金を活用できると想定した活動内容の享受、只見線管理事務所との関係性に関する意見等の調査、ガイドブックやHP等の只見線管理事務所で作成する媒体へのヒアリング及び意見出し）を行い、結果を取りまとめる。

アンケート自由記述等の定性データについて、ワードクラウド等の手法を用いた可視化・分析が可能であること。

ウ 只見線に関する人流分析

福島県や隣県、首都圏等から只見線に乗車するに当たり、移動手段や周辺観光施設の関心、宿泊先の希望等の調査を行う。

なお、福島県内及び隣県、首都圏等から只見線沿線へ至る来訪者の移動実態を把握するため、位置情報等に基づく人流データを用いて、発地・着地、移動経路、交通手段の推定、周遊・滞在傾向（立寄り地点、滞在時間、時間帯、回遊パターン等）を分析する。

また、一定の水準で調査を実施するため、GPS等の位置情報データを活用した分析が可能であり、3,000万端末以上規模のデータソースを利用できること。

エ ふるさと納税に対するデータ分析・調査

ふるさと納税（只見線に関する事業に用途を指定した寄附を含む。）について、件数及び寄附金額の推移、ならびに目標に対する進捗状況を把握するとともに、寄附の目的（使途）別の傾向を分析する。

オ 只見線応援団総会への出展

令和8年6月6日（土）に、会津若松市ワシントンホテルにおいて開催予定の「只見線応援団総会」にて、受託者独自のブース出展を企画し、アンケート調査を行いながら、只見線利活用に対する具体的な提案内容を整理する。（※参加者は只見線応援団会員のため、例として、これからの只見線においてどのような企画を期待しているか、周遊行程がどのような内容であれば参加しやすいか、只見線沿線にどのようなグッズがあれば購入意欲が高まるか等の意見を集約。）

カ 現状の事業評価・課題の整理

これまでの実績が、只見線利活用計画で設定されている目指すべき姿「日本一の地方創生路線」に対し、どのように作用するかを改めて評価する。

また、過去の実績を整理して現状を分析し、その内容に基づき只見線利活用計画の課題を抽出する。

（2）スケジュールイメージ

ア 第1四半期

- （ア）調査スケジュール及び調査項目の確定
- （イ）各種調査開始

イ 第2四半期

- （ア）各種調査の中間報告

ウ 第3四半期

- （ア）各種調査完了

エ 第4四半期

- （ア）現状の確認、問題点の分析、課題の整理

※ 参考（令和9年度スケジュールイメージ）

ア 第1四半期

- （ア）基本方針、数値目標の検討
- （イ）実施事業の検討

イ 第2四半期

- （ア）計画素案の作成

ウ 第3四半期

(ア) 計画素案の提示

エ 第4四半期

(ア) 計画案完成

3 成果品

(1) 調査結果報告書

(※) 電子データ一式（修正可能なデータ及びPDFデータ）を提出すること。

(※) 分析結果（指標、地図、グラフ等）をダッシュボード形式で作成・閲覧でき、電子データとして保存・提出できること。

(※) 「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と表記し、周知すること。

4 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

(1) 関係者の連携として、委託者は受託者に加え、関係者と緊密に連携しながら本業務を実施すること。また、ヒアリング対象事業者の選定や日程調整については、委託者と相談の上実施すること。

(2) 本業務の実施に当たり、関連する関係諸法規及び条例等を遵守すること。

(3) 本業務の実施に当たり、他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。

(4) 年間を通して行われる調査事業について委託者と協議を行い、進捗状況を定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。

(5) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

(6) 本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本事業終了後も同様とする。

(7) 本仕様に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、速やかに協議を行うこと。

※ 受託者との協議により仕様が変更となる可能性がある。

5 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】 収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内かつ 令和9年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日